

平成 21 年度～平成 23 年度独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構中期計画（案）

序文

独立行政法人通則法第 29 条の規定に基づき、平成 21 年 2 月 27 日付で内閣総理大臣より指示のあった中期目標を達成するため、同法第 30 条の規定に基づき、次の通り独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構第 2 期中期計画を定める。

前文

本計画は、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構（以下「機構」という。）の第 2 期中期計画であり、平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日を対象とする。第 1 期中期計画中には、生物学、物理学、化学、数理科学、計算科学等の諸分野を融合した学際的な研究事業を立ち上げるなど、その目標を達成してきた。これまでに、10 人の外国人を含む 19 人の主任研究者を採用するとともに、恩納村のキャンパス予定地での建築工事を進めてきた。さらに、新大学院大学の設立に向けた検討を行い、その在り方の具体化を進めてきたところである。これらの成果は、機構が次の段階において、主任研究者約 50 人の体制を整え、平成 24 年度までに大学院大学を開学するという目標達成のための確かな土台となるものである。

沖縄は日本の主要都市圏から遠く離れた場所に位置している。しかし、「世界最高水準」の教員と学生を獲得しうる魅力ある環境を整えることにより、国際的な大学院大学を開学することは可能であり、機構はその実現を使命とする。

本大学院大学は、将来、科学技術の国際的研究教育機関として中心的役割を担うにとどまらず、大学の重要な目的である、沖縄の経済社会の持続可能な発展に寄与していくものである。南カリフォルニアのサンディエゴ地域では、50 年前の研究所や大学の設立が、その後の研究教育機関、民間の企業・研究所の大規模な集積・発展、さらには新規産業の創出をもたらした。沖縄においても、大学院大学を核として、このような発展を可能とすることを目指す。

さらに、科学技術分野における世界規模の熾烈な競争の中で、高い競争力を得る成功事例とするためにも、大学院大学の取組を成功させなければならない。

こうした目的を達成するためには、開学に至る 3 年間の本中期計画期間中に、数多くの課題に取り組みなくてはならない。機構としては、国による財政支援の規模を十分に踏まえ、国民の期待に応えるため、引き続き、内閣府を始めとする関係機関と協力して計画の着実な進捗を図ることとしたい。

中期目標の達成に向けた具体的な業務内容を以下に定める。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 科学技術に関する研究開発

(研究開発活動)

機構は、中期目標を達成し、沖縄において科学技術に関する国際的な拠点形成を図るため、引き続き、個々の研究者の発想に基づき、先進的・先端的な研究開発を推進する。このため、研究開発の効率化と迅速化に向け、最適化したリソース（研究設備等の資源）を備えた研究環境を整備するとともに、学際的研究及び共同研究を推進する。個々の研究室は、それぞれのリソースに加え、共同のリソースとして整備される先端技術やコンピュータに係る設備を活用できるものとする。さらに、機構の研究活動能力を向上・共有するため、共同研究協定を通して外部研究者との連携を進めることとし、こうした共同研究が最大の成果をあげることができるよう、機構の有する施設・設備の外部研究者との共用を促進する。

研究者の業績評価に当たっては、世界最高水準の大学院大学を開学するという機構の目的に照らし、国際的にも最高の基準により、その活動を評価する。効果的かつ効率的に研究開発評価を実施すべく、国際的な研究者を含む外部委員会を活用するとともに、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成 20 年 10 月 31 日内閣総理大臣決定）に沿って研究開発活動の評価を行う。

(研究者の採用)

引き続き、学際分野において、世界最高水準の大学院大学にふさわしい優れた内外の研究者の採用に努める。

現在までに、第 1 期中期計画中の取組の一環として、神経科学、分子科学、数理・計算生物学の 3 つの主要分野で大学院コミッティが設置してきたところである。コミッティは、研究者間の交流を促すとともに、将来の博士課程教育において中核的役割を果たすものであり、機構の研究者の多くが複数のコミッティに所属している。このうち、神経科学分野の強化を図るために、ヒトを除く霊長類の脳研究の分野で国内外から広く研究者を募集する。この分野での研究に向けては、既に施設の設計を進めており、平成 22 年度に供用開始を予定している。また、構造生物学の分野でも研究者を募集し、分子科学の研究の充実を図る。いずれの研究分野においても、画像分野を専門とする研究者を集めるとともに、物理学と化学の経験を積んだ研究者を増やすことが必要である。

これに加え、機構では、環境科学分野において新たな取組に着手しており、最初のテーマとして、海洋生物の遺伝的多様性を取り上げている。今後、国内外の研究機関と協力して、この分野の研究を拡充することとし、この分野の研究グループを補強するため、

個体群生物学・生態学の理論面に関心を持つ研究者を採用する予定である。また、この分野の研究が進めば、平成 22 年度を目途に、4 つ目の大学院コミッティとして環境科学分野のコミッティを立ち上げる。

また、既に DNA シーケンシングセンターを開設しており、これに加え、平成 21 年度には、ゲノム解析用計算ツールの開発に着手する予定である。こうした取組は、分子科学及び計算科学の各分野を強化するとともに、遺伝学を用いた研究を行うグループに対する一層のアピールとなるものである。

さらに、本構想の核となる優れた若手研究者を集める目的で、機構では若手代表研究者制度を立ち上げたところであり、平成 21 年度以降も継続する。これは 5 年限定で若手の研究者を主任研究者として雇用する制度であり、特に専門を限定せずに公募を行っているが、応募者には、機構がサポートに最も力を入れることができる分野を通知している。

以上の採用活動は、自由で先進的な発想に基づき、融合的な領域において先端的・独創的な研究開発を行うことのできる内外の研究者を獲得することを目指すものである。採用に当たっては、主要な国際学術誌、関連ウェブサイト、学会などを通して積極的に人材を求め、開学時には、外国人が研究者の半数以上を占めるように努める。また、採用活動においては、ワークショップ、コース、セミナーを重要な要素と位置づける。それらを通じて、幅広い採用候補者と直接接する機会を得るとともに、主要な科学者との世界的ネットワークを構築し、機構の取組の周知を図るとともに、優れた研究者を惹き付ける上での支援を得る。

また、研究者の独創性・可能性に配慮した採用を行うための採用プロセスの構築を図り、公募実施の積極的な周知、応募・審査手順の制度的な実施、適切な専門性を有する者で構成される採用のための委員会の活用、外部評価者による審査、セミナーや面接の実施等を含む、透明性と公平性を基本とした明確な手続きを経て採用を行う。採用活動は、年齢や性別についても考慮するものとする。

この期間に新規採用される主任研究者は、大学院大学の教員として中心的役割を担うことになることから、大学院大学への円滑な移行を図るためにも、研究者の任用は、大学院大学の教育研究に関する組織構造と調和のとれた形で行うものとする。

また、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」に基づき、平成 21 年度に研究者を対象とする人事方針を定め、その内容を一般に公開するとともに、若手研究者、女性研究者、外国人研究者にとっての、より良い研究環境づくりに努める。

2. 成果の普及及びその活用の促進

引き続き、強い影響力を持つ主要学術誌への論文の投稿、権威ある学術会議での研究

成果の発表、国際学会への参加等により、大学院大学開学に向け、その国際的な知名度の向上を図る。

知的財産については、第1期中期計画の下で策定した方針に基づき、その保護及び権利化に努める。そのため、研究開発成果の適切な管理のための体制整備にも努める。また、研究成果の有効な活用等を図るため、産業界との間で公正かつオープンな交流及び連携を促進する。ソフトウェア分野など、研究活動からのスピンアウトによる起業の可能性についても視野に入れる。

3. 研究者の養成及びその資質の向上、研究者の交流

新キャンパスの一部供用開始（平成21年度）を受けて、国内外の有力大学との連携大学院制度等を活用し、博士課程大学院生の受入れを拡大する。内外から優秀な学生の獲得に努めるため、連携協定に基づき、学生の受入れ環境を適切に整備する。同様に、主任研究者の指導の下、博士研究員の研究活動を支援する。これら支援は先端的な研究開発を独立して行う力を備えた若手研究者の育成につながるものである。

国内外の大学院生、博士研究員、若手研究者を主たる対象者とした国際コース、ワークショップ、セミナーを引き続き開催する。国際的な知名度の向上を図るために、学際的研究に関する国際シンポジウムを適宜開催するほか、サバティカルリープや客員研究者としての採用などによる研究者間の学術的交流を促進する。また、短期間・長期間の研究者の招聘や派遣にも力を入れる。

4. 大学院大学の設置の準備

平成24年度までの大学院大学開学に向けて、平成23年3月までに文部科学省への認可申請を行うため、これに必要な教育研究に関する基本的な機能の検討・整備を進める。機構運営委員会及び機構内部の検討会である大学院大学設立準備ワーキンググループ、大学院大学の設立委員会の検討において打ち出される方針を踏まえ、認可申請書に記載する課程の修了要件、入学方針、教育課程、及び教育研究上の基本組織（研究科、専攻等）を準備する。

大学院大学が、開学後において、内外の主要大学との熾烈な競争の中で、内外から国際的に高い水準の教授等を維持・獲得できるよう、給与体系、テニユア（終身在職権）や定年の扱いも含め、国際基準に則した処遇等について検討を行い、必要な準備を行う。また、内外の優秀な学生の獲得に向けて必要な措置を講じる。

大学院大学の設立委員会が新たに設けられた際には、機構は、当該委員会の事務局として、同委員会の運営に必要な業務を行う。

また、大学院大学開学時に、研究者と事務職員の双方を含め、機構の職員が円滑に新組織に移行できるよう、必要な措置を講じる。

今後のスケジュールとしては、給与体系、テニユアや定年の扱い、教育研究の基本組

織や事務組織については、平成 21 年度中に明確にするものとする。教育課程の詳細については、平成 24 年度までの開学時に主任研究者を約 50 人の規模とするべく研究体制を拡大し、新たな研究者と新たな研究分野が展開していく過程において引き続き検討を行い、結論を得ることとする。

5. 効果的な広報・情報の発信等

機構の研究成果や学術活動及び管理業務に関する状況については、プレス発表、ニューズレター、PR 文書、施設公開イベント、ウェブサイトへの掲載、電子メールによる通知、その他の効率的・効果的な手段を通して、タイムリーな情報発信を行う。こうした情報発信を内外で行うことにより、大学院大学設立の計画及びその進捗状況に対する一般の理解が得られるよう努める。

さらに、研究者及び学生の獲得や、内外の他大学・研究機関や企業等との連携・支援関係の構築に資するため、機構における研究成果、ワークショップ、講座並びに研究及び訓練の機会に関する科学技術の専門的情報についても、機構のウェブサイトや出版物を通して発信する。

II. 業務の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 管理運營業務の効率化

大学院大学の開学に向けて機構の事業規模が必然的に拡大する中、常に業務の効率化を図るとともに、フラットで柔軟な組織の維持に努める。また、責任の所在を明確化し、無駄のない職員の配置を行う。これまで、外部委託等により経費節減に努めてきたところであるが、引き続き、コンプライアンスに留意しつつ作業の重複をなくすことにより、調達、請求、会計業務の段階的効率化を進めていく。外部委託は、有効な成果がもたらされるようモニタリングを行う。また、平成 22 年度末までに、人事業務を一元化するとともに、共通研究施設の活用体制を整備し、重複と無駄を排除する。これらの取組により、管理部門の職員の比率の低減を図り、最小限の資源による効率的・効果的な業務の遂行を目指す。

2. 予算の適正かつ効率的な執行

機構の受ける国費の額とその伸びにかんがみれば、非効率と無駄を排し、費用対効果の高い方法により世界水準の研究を実施できるような予算管理を行うことが必要である。今後とも事務職及び研究職の双方についてコスト意識の徹底を図り、無駄を排除する。また、財務業務の一層の透明性を確保する観点から、セグメント別財務情報の公表を充実させる。さらに、支出済額だけでなく、支出見込額に関する情報についても明確に把握できるよう、財務管理の在り方を見直す。

3. 入札・契約の適正化及び調達事務の効率化

「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づき、機構の契約は原則として、一般競争入札等によるものとする。やむを得ず随意契約を結ぶ場合は、その公正性を検証するため、監査項目を設定して内部監査を実施する。

一般競争入札の増加に伴う調達業務の煩雑化に対処するため、複数年契約の適切な活用等により契約の合理化を図るとともに、契約業務の電子化による業務の効率化に努める。

4. 給与水準の適正化

事務職の給与については、「独立行政法人整理合理化計画」に基づき、職員の給与水準が社会の理解を得られる水準にあるかを検証し、必要に応じて給与水準の適正化のための措置を講じるとともに、その検証結果や講じる措置について公表する。

検証を行う際には、「勧告の方向性」（平成19年12月政策評価・独立行政法人評価委員会）に示された以下のような観点から行うものとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ 業務内容が給与水準に見合ったものとなっているか。

他方、海外の機関と競い合って優秀な主任研究者を獲得するためには、その給与体系に国際競争力があることが不可欠である。機構の基盤作りを目指した第1期中期計画では、主任研究者・研究者の採用に成功したが、第2期中期計画の実施期間においても、引き続き、厳格な評価を行いつつ、競争力のある給与体系を実施することが必要である。このような給与体系は、大学院大学の給与体系を構築する際にも念頭に置かれるものである。

5. 保有資産の有効活用

施設設備の状況及び内容を定期的に点検し、固定資産の効果的な管理に努める。シーサイドハウスとシーサイドファカルティ宿舎については、「独立行政法人整理合理化計画」に基づき、利用に関するガイドラインにより、その有効利用を進める。さらに、本中期計画の下では、研究棟や管理棟を含め、これから整備される施設について同様のガイドラインを策定し、有効利用を進めていく。

6. 効率的な事務事業の実施を確保するための取組の強化

業務の効率的かつ効果的な実施が確保されるよう、「独立行政法人整理合理化計画」に基づいた監事監査及び内部監査の充実に努め、入札・契約手順、給与水準、保有資産の利用状況の妥当性について厳密なチェックを受けるなど、引き続き内部統制及びガバナンスの強化を図る。

毎年度、明確かつ具体的な年度計画を策定する。また国内外の他大学の例を踏まえながら、業務運営状況について組織的かつ定期的に自己点検・評価を行うための仕組みを構築する。自己点検・評価の結果については、独立行政法人評価委員会による評価結果と併せて、業務運営に適切に反映する。

Ⅲ. 予算、収支計画及び資金計画

受託研究の収入や企業の寄附金の増大を図るとともに、競争的研究資金の獲得に努めるため、平成 21 年度より、競争的資金等の組織として獲得し得る外部資金についての合理的かつ定量的な目標を年度計画などに具体的に定め、戦略的な取組を行う。こうした取組は、例えば大学院大学における基金の造成など、将来、自立的な財政基盤を構築することを念頭に進めるものである。

このような取組を確実に進めるため、専門性を有する優れた人材を獲得する。また、新規及び既存の競争的研究資金制度を的確に把握するとともに、研究者に対する申請事務の支援や情報等の提供を含め、事務局による効果的な支援のあり方等について調査・検討を行い、順次、その実施を図る。

予算、収支計画、資金計画については、以下に示す別表のとおりである。

予算 別紙 1
収支計画 別紙 3
資金計画 別紙 4

Ⅳ. 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は 10 億円とし、運営費交付金の資金の出入に時間差が生じた場合、不測の事態が生じた場合等に充てるために用いるものとする。

Ⅴ. 重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産の処分等に関する計画の見込みはない。

VI. 剰余金の使途

研究事業の充実及び研究環境の整備に充てる。

VII. その他業務運営に関する重要事項

1. 施設・設備に関する事項

恩納キャンパスでの研究棟及び管理棟の建設を進め、完成後、速やかに供用を開始する。優秀な学生、研究者、及び教員を集めるために、新キャンパス建設に際しては世界水準の環境の実現に努めるとともに、自然環境の保全にも配慮する。外国人教員及び学生にとって魅力的な教育研究環境を作るために、住居及び生活環境設備の整備を速やかに進める。

施設及び研究に用いる設備を選定する際には、最高水準の国際的基準を用いるとともに、必ず競争入札と技術比較を行う。

施設・設備に関する計画は、別紙2の通りである。

2. 人事に関する事項

(方針)

本中期計画期間中は、大学院大学開学時に円滑に新体制に移行することのできるよう、優秀な事務職員を重点的に採用する。採用は、国際コミュニケーション能力を重視しつつ、計画的に行う。

職員がその能力を最大限発揮することができるように必要な職員研修を実施し、専門性の向上と個々の能力の開発に努める。柔軟かつ協調的な業務配分を重視するとともに、定年制職員に加えて任期制職員を活用し、柔軟な職員構成を実現する。また、優れた業績に報い、個々の職員の能力が最大限発揮されるよう、オープンかつ公正な方法を用いて職員の評価及び昇進の決定を行う。

また、大学院大学の開学に向けて、新たに必要となる業務にも対応していくため、他の教育研究機関、行政機関、企業との人事交流により、専門知識、技術、経験を有する人材との交流を進めていく。

沖縄の優れた人材の積極的活用を進めていく。

(人員に関する指標)

常勤職員（任期制職員を除く。）については、期初を30人とし、業務の効率化に努めつつ、必要な措置を行う。

3. 積立金の使途に関する事項

なし

4. 事務局体制の整備

世界水準の教育研究を行う大学院大学を実現するには、経営面においても最高の質を確保することが必要である。大学院大学への円滑な移行のための基盤を得るため、内外の主要な研究大学の例を参考にしつつ、事務組織の整備を計画的に実施する。また、常時、組織に関する必要な調整や改善を行うことができるように、組織に関する見直しの仕組みを設ける。先に述べたように、事務局体制の整備は、大学院大学開学時に必要となる機能を念頭に行う。大学院大学と機構の体制を一体的に整備し、移行の円滑化を目指す。

5. 社会的責任を果たすための取組

(法令遵守、倫理の保持)

研究活動のうち、倫理面での許認可を必要とするものや安全への特別な配慮を要するものについては、引き続き、関係法令等に基づき設置した委員会において、適切な審査を行う。また、文書管理、情報公開、個人情報保護、研究上の不正及び研究費不正使用の防止に向けて適切な措置を講じる。

(地域社会との連携)

沖縄の地域社会にしっかり根差した存在となるために、社会及びビジネスの基盤の構築が進められる中、沖縄県及び地元自治体と協力する。また、機構の活動に対する住民の理解を深め、地域社会との絆を深めて関係強化を図るために、学校訪問、施設の一般公開、見学者の受入れを行う。

本構想の実現に向けては、沖縄県の策定した「沖縄科学技術大学院大学周辺整備計画」に基づき、地域の様々な主体により周辺の環境整備が進められている。こうした取組に積極的に協力することにより、地域社会との連携を図り、地域に根差した大学院大学の実現を目指す。

(環境に配慮した事業の実施)

機構は沖縄の美しく繊細な環境の中に立地しており、事業の環境に与える影響を最小限にとどめるよう特に配慮する。「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、積極的に環境配慮型製品を用いるとともに、エネルギーの有効利用に努めて環境負荷の低減に努める。

(安全で働きやすい環境の整備)

事故及び災害の防止に向けた安全確保策を推進する。職員一人一人が自分の能力を最大限に発揮し、仕事にやりがいを感じることができる、快適な職場環境の創出に努める。

心身の健康の増進、パワーハラスメント・セクシャルハラスメントの防止等、労務問題への適切な対応を図る。また、仕事と子育てを両立し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するための制度を実施する。

中期計画予算

平成 21 年度～平成 23 年度

(単位：百万円)

区 別	金 額
収 入	
運営費交付金	14,570
施設整備費補助金	7,445
寄附金収入等	270
計	22,285
支 出	
業務経費	11,754
うち、人件費（事業系）	3,699
物件費	8,055
一般管理費	2,816
うち、人件費（管理系）	1,137
物件費	1,679
施設整備費	7,445
寄附金事業費等	270
計	22,285

【注】

各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

【運営費交付金の算定ルール】

運営費交付金＝人件費＋（業務経費＋一般管理費）× β （消費者物価指数）＋ δ （特殊要因増減）

人件費＝基本給等＋社会保険料負担金＋児童手当拠出金＋退職手当

基本給等＝前年度の（役員報酬＋職員基本給＋職員諸手当＋超過勤務手当）×（1＋給与改定率等）

業務経費＝前年度の業務経費相当額× γ_1 （政策係数）

一般管理費＝前年度の一般管理費相当額× α （効率化係数）× γ_2 （政策係数）

【注記】

α （効率化係数）：0.99 を推定。

β （消費者物価指数）：前年度における実績値を使用。（年 1.0 を推定）

γ_1 、 γ_2 （政策係数）：研究事業の拡大への対応の必要性、独立行政法人評価委員会による評価、経費の使用状況等を総合的に勘案し、毎年度、具体的な係数値を決定。（年 1.0 を推定）

δ （特殊要因増減）：法令改正等に伴い必要となる措置、現時点で予測不可能な事由により、特定の年度に一時的に発生する資金需要の増減。（年 0 を推定）

施設・整備に関する計画

施設・整備の内容	予定額（百万円）	財源
<p>【恩納村メインキャンパス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設工事 <ul style="list-style-type: none"> 第1研究棟・管理サービス棟 第2研究棟 研究講堂 ・ 基幹・環境整備 ・ 用地買収 <p>【全キャンパス共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模改修 ・ 災害復旧工事 ・ 大型設備機器整備 	<p>総額</p> <p>7,445</p>	<p>施設整備費補助金</p>

（注1）金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

（注2）各事業年度の施設整備費補助金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

収 支 計 画

平成 21 年度～平成 23 年度

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	
經常費用	14,211
業務経費	8,084
うち、人件費	3,699
物件費	4,385
一般管理費	2,779
うち、人件費	1,137
物件費	1,642
寄附金事業費等	270
減価償却費	3,078
財務費用	—
臨時損失	—
収益の部	
運営費交付金収益	10,863
寄附金等収益	281
資産見返運営費交付金戻入	3,023
資産見返寄附金戻入	7
資産見返物品受贈額戻入	37
臨時利益	—
純利益	0
目的積立金取崩	—
総利益	0

【注】

各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

資金計画

平成 21 年度～平成 23 年度

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	
業務活動による支出	11,133
投資活動による支出	11,152
財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	
業務活動による収入	
運営費交付金による収入	14,840
寄附金収入等	14,570
投資活動による収入	270
施設費による収入	7,445
財務活動による収入	7,445
前期中期目標の期間よりの繰越金	0
	0

【注】

各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。